

国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則

(設置)

第1条 国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則第4条の規定に基づき、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(分科会委員)

第2条 分科会委員は、国土技術政策総合研究所が所掌する研究開発分野の外部専門家のうちから、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。ただし、分科会委員には国土技術政策総合研究所研究評価委員会（以下「本委員会」という。）の委員を複数名含めることとし、合計25名を超えないものとする。

2 分科会委員の委嘱期間は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第3条 分科会に部会を置く。

2 部会は、第一部会、第二部会及び第三部会とする。

3 所長は、研究分野を勘案して各分科会委員が属する部会を明らかにし、分科会委員を委嘱するものとする。この際、各部会に1名以上の本委員会委員を含めるものとする。

(主査)

第4条 分科会委員から、各部会を担当する主査を選出する。

2 主査の選出は、本委員会委員を兼ねる分科会委員の中から委員長（国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則第3条に規定する委員長をいう。以下同じ。）の指名により行う。

(運営)

第5条 分科会における評価は、原則として、次の分科会委員からなる会議を開催して行うこととする。

一 評価対象研究開発課題が主に対象とする分野に応じて委員長が指定する部会に属する分科会委員

二 前号以外の分科会委員の中から委員長が指名する分科会委員

2 委員長は、前項第二号の指名にあたり、主査の意見を求めることがある。

3 会議の招集は、所長が行う。

4 会議の会務は、第1項第一号に基づき委員長が指定した部会を担当する主査が行う。

5 第1項の会議に先立ち、あらかじめ会議出席委員以外の分科会委員から意見を求め、会議における審議に反映させるものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、企画部研究評価・推進課及び管理調整部企画調整課が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き等、分科会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

(附則)

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

なお、「国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則」（平成14年9月2日国総研達第9号）は廃止する。